

企画競争に関する質問及び回答(Q&A)

最終更新日 2026年7月30日

独立行政法人情報処理推進機構

件名: 「サイバーセキュリティお助け隊サービス(新類型)実証に係るPMO支援業務」

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
1	I. 入札説明書	P.1	2. 競争参加資格	当社都合になりますが、2026年7月1日付で当社の代表者が変更されています。一方で、全省庁統一資格における代表者は、変更手続き完了までの間、前任のままとなっております。そのため、提案書等の提出書類に記載する代表者名と、入札参加資格上の代表者名に相違が生じるのですが、入札書類等の提出について問題がないか、何か追加で提出が必要な資料があればご教示ください。	入札書等、代表者名の記載を求めている箇所へは現在の代表者を記載してください。 また、全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写しの他に、全省庁統一資格の変更手続き(代表者変更)の申請書類の写しを添付して提出してください。変更手続きの申請書類の写しの提出が困難な場合はご相談ください。	2026年7月30日
2	Ⅲ. 仕様書	P.18	4.1 実証事業の横断的なプロジェクト管理	PMO支援の対象となる実証事業のQ&Aでは、実証事業の参加事業者からの改善計画書など一部書面の様式は各社の提案に委ねられていると理解しています。PMO事業者において、事業者間比較及び納入物審査支援の観点から、標準様式又は最低記載項目を設定して運用することを想定して差し支えないか、ご教示ください。	本業務で、PMO事業者が様式を作成する書類は仕様書に記載のとおりです。その他、業務を効果的・効率的に進めるための工夫があれば、提案書に記載の上説明してください。	2026年7月30日
3	Ⅲ. 仕様書	P.19	4.1.7 お助け隊(新類型)事業者からの納入物等の審査支援	「実証業務の完了と実証に使用したITツール・サービスの実績数(台数、ライセンス数、工数等)を審査し、各お助け隊(新類型)事業者への支払金額の確定を行う。請負者は、IPAが行う納入物等の審査を支援すること」について、PMO事業者は実績数の確認補助及び整理資料の作成までを担う趣旨か、又は証跡確認や差異妥当性確認まで含む趣旨か、ご教示ください。	PMO事業者は、IPAが行う納入物等の審査の支援を行っていただきます。審査はお助け隊サービス(新類型)実証事業の公募要領 Ⅱ. 契約書(案)別紙5 検査基準書の記載事項に基づき行うので、具体的な支援内容と作業分担はIPAの指示にしたがってください。	2026年7月30日

項番	資料名	頁番号	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
4	Ⅲ. 仕様書	P.19	4.1.7 お助け隊(新類型)事業者からの納入物等の審査支援	PMO支援の対象となる実証事業側Q&Aでは、★取得未達又は参加企業途中辞退の場合でも、支援実施記録や納入物等に基づき支払額確定が行われ得る旨が示されています。PMO事業者としては、結果のみならず、支援実施プロセス及び証跡の確認・整理を支援する趣旨と理解して差し支えないか、ご教示ください。	お助け隊(新類型)事業者からの納入物等の審査は、各お助け隊(新類型)事業者から納入物として実証内容の報告(中間報告2回、最終報告1回)及び成果報告書と、経費内訳書の記載に基づく実績報告書に基づき行います。PMO事業者はこれらを対象にIPA行う審査の支援を行っていただきます。	2026年7月30日
5	Ⅲ. 仕様書	P.20	4.2.3 有識者検討委員会の設置及び運営	有識者検討委員会の「設置及び運営」について、PMO事業者に求められる役割は、有識者の選定支援、有識者検討委員会の開催支援、事務局等として支払の代行等であり、有識者に求められる助言や委員会への参加などの役務に対してPMO事業者は責任を負わない(有識者への再委託には該当しないという整理)という認識で差し支えないか教示ください。	有識者検討委員会の設置及び運営において、PMO事業者が果たす役割は、仕様書に記載のとおりとなります。	2026年7月30日
6	Ⅲ. 仕様書	P.21、P.22	6. 業務の実施体制、7. 情報管理体制	本業務の実施にあたり、請負者が責任及び品質管理を負う前提で、標準化された運用チーム、デジタルツール、AI等を活用して業務の効率化・高度化を図る提案を行うこと、及びその際にアクセス権限管理等の統制を設けて運用することは差し支えないか、ご教示ください。	本業務の実施体制及び情報管理体制は仕様書の記載とおり実施してください。その他、業務を効果的・効率的に進めるための工夫があれば、提案書に記載の上説明してください。	2026年7月30日